

加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第11条に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定めるものとする。

(加盟団体等)

第2条 定款第11条の規定による加盟団体は、次のとおりとする。

(1) 定款第11条第1号に定める団体（以下「加盟競技団体」という。）

神奈川県野球連盟、一般財団法人神奈川県陸上競技協会、一般財団法人神奈川県バレーボール協会、神奈川県ソフトテニス連盟、神奈川県テニス協会、神奈川県卓球協会、一般社団法人神奈川県バスケットボール協会、一般社団法人神奈川県水泳連盟、神奈川県体操協会、公益財団法人神奈川県スキー連盟、一般社団法人神奈川県サッカー協会、神奈川県バドミントン協会、神奈川県ハンドボール協会、神奈川県自転車競技連盟、神奈川県ラグビーフットボール協会、神奈川県ウエイトリフティング協会、神奈川県ホッケー協会、神奈川県弓道連盟、神奈川県レスリング協会、神奈川県柔道連盟、神奈川県相撲連盟、神奈川県セーリング連盟、公益社団法人神奈川県馬術協会、神奈川県ボクシング連盟、神奈川県ソフトボール協会、神奈川県フェンシング協会、特定非営利活動法人神奈川県ボート協会、特定非営利活動法人神奈川県ライフル射撃協会、一般社団法人神奈川県クレ射撃協会、神奈川県スケート連盟、神奈川県剣道連盟、神奈川県山岳連盟、神奈川県銃剣道連盟、神奈川県カヌー協会、神奈川県空手道連盟、神奈川県なぎなた連盟、神奈川県アーチェリー協会、神奈川県ボウリング連盟、神奈川県アイスホッケー連盟、神奈川県野球協会、神奈川県ゲートボール連合、神奈川県少林寺拳法連盟、神奈川県パワーリフティング協会、神奈川県スキューバダイビング協会、特定非営利活動法人神奈川県武術太極拳連盟、神奈川県ゴルフ協会、神奈川県トライアスロン連合、神奈川県跆拳道協会、神奈川県オリエンテーリング協会、神奈川県スポーツチャンバラ協会、神奈川県エアロビック連盟、神奈川県合気道連盟、神奈川県ダンススポーツ連盟、神奈川県グラウンド・ゴルフ協会、神奈川県日本拳法連盟、神奈川県サーフィン連盟

(2) 定款第11条第2号に定める団体（以下「加盟学校団体」という。）

神奈川県高等学校体育連盟、神奈川県中学校体育連盟、神奈川県小学校体育研究会

(3) 定款第11条第3号に定める団体（以下「加盟地域団体」という。）

公益財団法人横浜市体育協会、公益財団法人川崎市スポーツ協会、横須賀市体育協会、平塚市体育協会、鎌倉市体育協会、藤沢市体育協会、公益財団法人小田原市体育協会、茅ヶ崎市体育協会、公益財団法人逗子市体育協会、公益財団法人相模原市体育協会、三浦市体育協会、公益財団法人秦野市スポーツ協会、公益財団法人厚木市体育協会、大和市体育協会、伊勢原市体育協会、海老名市体育協会、座間市体育協会、南足柄市体育協会、綾瀬市体育協会、葉山町体育協会、寒川町体育協会、大磯町体育協会、二宮町体育協会、中井町体育協会、大井町体育協会、松田町体育協会、山北町体育協会、開成町体育協会、箱根町体育協会、真鶴町体育協会、湯河原町体育協会、愛川町体育協会、清川村体育協会

第3条 本会は、前条のほか、県内におけるアマチュアスポーツ団体を仮加盟団体とすることができる。

2 仮加盟に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の議を経て別に定める。

(加盟競技団体の組織)

第4条 加盟競技団体は、県内におけるアマチュアスポーツ団体を各競技別に統括する団体として、適当なる組織を有し、所属する全国競技連盟のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

(加盟学校団体の組織)

第5条 加盟学校団体は、小学校、中学校、高等学校を統括する学校体育連盟として適当なる組織を有し、所属する全国学校体育連盟のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

(加盟地域団体)

第6条 加盟地域団体は、市町村体育・スポーツの統括団体としての適当なる組織を有しなければならない。

2 前項の団体名及びその役職名には、当該の市町村名を冠しなければならない。

(評議員候補者の選出)

第7条 加盟団体は、評議員及び役員選任規程（以下「選任規程」という。）第2条第1号の規定により、各団体ごとに1名の評議員候補者を選出し、代表者から本会会長に届け出なければならない。

(提出義務)

第8条 加盟団体は、毎年4月末日までに、当該年度の事業計画書及び予算書、役員名簿（役職名・氏名・住所・電話・勤務先等）並びに登録人口を本会に提出しなければならない。

第9条 加盟団体は、毎年5月末日までに、前年度の事業報告書及び収支決算書を本会に提出しなければならない。

第10条 加盟団体は、選任された評議員及び当該団体の役員並びに規程規約、その他すでに本会に提出している書類に変更があった場合には、ただちに書面をもって、本会に提出しなければならない。

(分担金)

第11条 加盟団体は、毎年6月末日までに、別表に定める分担金を納入しなければならない。

(加盟)

第12条 本会に加盟しようとする団体は、その代表者より次の書類を会長に提出し、理事会及び評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約
- (3) 所属加盟団体組織一覧表
- (4) 役員名簿（役職名・氏名・住所・電話・勤務先等）

(5) 当該年度事業計画書及び予算書並び収支決算書

(6) その他参考となる資料

2 加盟団体の審査は次の基準による。

(1) 加盟申請競技団体は、定款第 11 条第 1 号の資格を有する団体であること。

ア 原則として、1/4以上の加盟地域団体への加盟実績又は1/3以上の県内市町村支部組織の整備実績を有していること

イ 前号(1)ーアの基準を満たしていない団体についても、特別の条件がある場合は、加盟団体規程内規により理事会及び評議員会の同意を得て、これを加盟させることができる。

ウ 前項(1)ーアイ以外の団体についても、特別の条件がある場合は、加盟団体規程内規により理事会及び評議員会の同意を得て、これを仮加盟させることができる。

(2) 加盟申請地域団体は、定款第 11 条第 3 号の資格を有する団体であること

3 加盟の同意を得た加盟団体及び仮加盟団体の分担金、加盟金、年度会費及び評議員の選出は、次のとおりとする。

(1) 加盟団体は、ただちに定款第 13 条に規定する分担金及び別に定める加盟金を納付するとともに、選任規程第 2 条第 1 号の規定により評議員候補者を選出し、代表者から会長に届け出なければならない。

(2) 仮加盟団体は、別に定める年度会費を納入しなければならない。

(3) 仮加盟団体は、評議員会に出席することができる。

(脱退)

第 13 条 定款第 14 条の規定により、加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を会長に提出しなければならない。

(1) 脱退願書

(2) 脱退理由

(処分)

第 14 条 加盟団体が第 4 条、第 5 条又は第 6 条の資格を失ったとき、第 8 条から第 11 条に定める義務を怠る等組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは本会の加盟団体として不相当と認められるときは次の処分を行うことができる。

(1) 指導

(2) 勧告

(3) 資格停止

(4) 退会

2 前項の具体的手続き及び内容については、理事会及び評議員会の議を経て別に定める。

(納付金等の精算)

第 15 条 加盟団体が、定款第 14 条第 2 項前段の規定により資格を喪失した場合は、既に納付した分担金、拠出金、支払経費等は、理由の如何を問わず返還しない。

また、資格喪失前に支出の義務を生じた金額は、ただちに納付しなければならない。

附 則

- 1 本規程は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規程の実施とともに、財団法人神奈川県体育協会加盟規程（昭和 59 年 8 月 1 日制定）は廃止する。
- 3 この規程の施行日前に、旧規程の規定により加盟の承認を得た団体にあつては、第 12 条第 2 項第 1 号アの規定は適用しない。

附 則

本規程は、平成 12 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人神奈川県体育協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人神奈川県スポーツ協会の設立の登記の日（令和 2 年 4 月 1 日）から施行する。